

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）第45条の規定に基づき地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人の財務及び会計に関しては、地独法その他の関係法令並びに地方独立行政法人山梨県立病院機構定款及び地方独立行政法人山梨県立病院機構業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業年度)

第3条 法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年度所属区分の決定)

第4条 法人の資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用は、その原因となる事実が発生した日の属する事業年度により所属年度を区分する。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度による。

(会計単位及び経理単位)

第5条 法人の会計単位は一つとする。なお、当該会計単位を法人本部及び各病院を各々の単位（以下「経理単位」という。）として、区分して経理する。

(権限の委任)

第6条 理事長は、別に定めがある場合を除き、資産の取得、管理及び処分、契約の締結並びに金銭等の出納に関する権限を法人本部事務局長及び各病院長に委任する。

第2章 経理責任者、会計伝票及び帳簿等

(経理責任者)

第7条 各経理単位に、それぞれ経理責任者を置くものとする。

2 経理責任者は、本部にあっては事務局長、病院にあっては各病院長とする。

- 3 経理責任者は、事務の一部を処理させるため、補助者を置くことができる。
- 4 経理責任者に交替があったときは、別に定めるところにより、経理事務の引継ぎを行わなければならない。

(勘定科目)

第8条 法人の取引は、別に定める勘定科目により整理するものとする。

(会計伝票)

第9条 法人の取引は、すべて会計伝票により処理するものとする。

- 2 前項の会計伝票の様式は、別に定める。
- 3 会計伝票に係る取引に関する証拠書類は、当該伝票に添付して整理するものとする。
- 4 前項の証拠書類は、契約書、納品書、請求書その他これらに類する書類とする。

(会計帳簿)

第10条 経理責任者は、次に掲げる会計に関する帳簿（以下「会計帳簿」という。）を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録し、保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳
 - 二 次の補助帳簿
 - イ 現金出納帳
 - ロ 預金出納帳
 - ハ 固定資産台帳
 - ニ 予算差引簿
 - ホ イからニまでを除く債権債務及び財産の管理に必要な帳簿
- 2 前項の会計帳簿の様式は、別に定める。

第3章 予算

(予算の編成)

第11条 理事長は、理事会の議を経て毎事業年度の予算編成要領を策定し、本部事務局長及び各病院長に通知する。

- 2 本部事務局長及び各病院長は、前項の通知を受けたときは、当該予算編成要領に基づき、各経理単位に係る予算の概算計画書を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の概算計画書の提出を受けたときは、その内容を調査検討の上、予算及び収支計画の案を作成し、理事会の議を経て決定するものとする。
- 4 理事長は、決定した予算を別に定める予算科目に区分して本部事務局長及び各病院長に通知する。
- 5 予算及び収支計画の様式は、別に定める。

(予算の変更)

第12条 理事長は、当初予算を変更する必要がある場合には、理事会の議を経て予算の変更を決定する。

- 2 前項の変更において、山梨県運営費負担金等に係る予算の変更がある場合は、あらかじめ、山梨県知事に協議するものとする。

(予算の執行)

第13条 本部事務局長及び各病院長は、第11条第4項に規定する予算科目により予算を執行しなければならない。

- 2 本部事務局長及び各病院長は、予算差引簿によって予算の執行状況を常に明らかにしておかなければならない。

(項又は目の流用)

第14条 経理単位における支出予算の各項の金額は、各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 本部事務局長及び各病院長は、前項の流用を必要とするときは、予算流用申請書を作成し、理事長の決定を受けなければならない。
- 3 前二項の規定は、経理単位における支出予算の各目の金額の流用についてこれを準用する。

(節の流用)

第15条 本部事務局長及び各病院長は、経理単位における支出予算の各節の金額を各節の間において相互にこれを流用することができる。この場合において、本部事務局長及び各病院長は、理事長に報告するものとする。

第4章 金銭等の出納

(金銭及び有価証券の定義)

第16条 この規程において「金銭」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 現金（通貨のほか、小切手、為替証書、振替貯金払出証書その他随時に通貨と引き替えることができる証書をいう。）
- 二 預金（普通預金、定期預金及び金銭信託をいう。）
- 2 この規程において「有価証券」とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他地方独立行政法人法施行規則第2条の有価証券をいう。

(金銭出納員)

第17条 経理責任者は、経理単位における金銭及び有価証券の出納及び保管を行わせるため金銭出納員を置くものとする。

2 前項の金銭出納員は、事務の一部を処理させるため、現金取扱員を置くことができる。

3 この規程に定めるもののほか、金銭出納員及び現金取扱員について必要な事項は、別に定める。

(取引金融機関)

第18条 理事長は、取引金融機関を指定し、経理単位ごとに預金口座を設けるものとする。

2 前項の預金口座の名義人は、理事長とする。

(収納)

第19条 経理責任者は、法人の収入となるべき金銭を収納しようとするときは、債務者に対し書面、電子情報処理組織又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式を含む）による債権の請求により、これを行うものとする。

2 前項の請求には、債権の性格に応じ、債務者の表示、債務額、納期限その他の必要な事項を記載又は記録するものとする。

3 経理責任者は、収納に当たっては、現金額の確認、金融機関の発行する正当な書類の確認、クレジットカード等の所定の手続の終了の確認その他の的確な方法により、これを確認しなければならない。

4 請求書の納期限は、特に定めがあるときを除き、これを発する日から25日以内（当該期間の末日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の翌日まで）の日とする。

(現金の取扱)

第20条 金銭出納員は、現金を収納したときは、すべて第18条第1項に規定する預金口座に預け入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金銭出納員は、少額で緊急やむを得ず支払を要する経費を支払うために特に必要な場合や取引上必要な場合は現金（以下「小口現金等」という。）を手許に保有することができる。

3 前項の小口現金等の取扱いについては、別に定める。

(金銭出納員の領収書の交付)

第21条 金銭出納員は、現金又はクレジットカード等による収納を行ったときは、領収

書を交付しなければならない。

- 2 振込又は口座振替によって入金されたときは、領収書の発行を省略することができる。
- 3 領収書の発行及びその管理は、これを厳正に行うものとする。

(督促)

第22条 経理責任者は、債務者が納期限までに納入すべき金額を納入しない場合は、当該債務者に対して納入を督促し、納入の確保を図らなければならない。

- 2 前項の規定により納入の確保に努めたにもかかわらず、債務者が納入しないときは、その納入のために必要な措置を講じなければならない。

(不良債権の処理)

第23条 経理責任者は、別に定める場合に限り、理事長の承認を得てこれを不良債権として、貸倒損失の処理をすることができる。

(支払)

第24条 経理責任者は、法人の経費の支払をしようとするときは、債務が確定し、債権者からの請求に基づき口座振込（自動引落とし及びファームバンキングによる支払を含む。以下同じ。）により行うものとする。ただし、小口現金等により支払う場合は、現金により行うことができる。

- 2 支払に当たっては、相手先から領収書その他の証拠書類を徴さなければならない。ただし、口座振込その他金融機関を通じて支払を行う場合には、当該金融機関の発行する振込通知書その他正当な書類をもってこれに代えることができる。
- 3 経費の性質上必要がある場合は、別に定めるところにより、仮払、立替払、前払又は部分払をすることができる。

(預り金等及び有価証券の取扱)

第25条 第19条及び前条の規定は、法人の収入又は支出とならない預り金等及び有価証券の受払について準用する。この場合において、必要がある場合は、領収書に代えて預り証を発行するものとする。

(金銭の照合)

第26条 金銭出納員は、現金の手許有高について、毎日現金出納帳と照合し、預金の実在高について、毎月末預金出納帳の残高と照合しなければならない。

- 2 預金の実在高については、半期に1回、取引金融機関が発行する預金残高を証明できる書類により預金出納帳の残高と照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第27条 金銭出納員は、金銭に過不足を生じたときは、速やかにその事由を調査して、経理責任者に報告しなければならない。

2 経理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第5章 資金

(資金管理)

第28条 理事長は、毎事業年度開始前に資金計画を作成し、理事会の議を経て決定するものとする。

2 前項の資金計画の様式は、別に定める。

(資金調達及び運用)

第29条 理事長は、長期借入については、資金計画に基づき行うものとする。

2 余裕金の運用については、業務の執行に支障のない範囲内で安全かつ有利な方法で運用するものとする。

第6章 資産

(資産の区分)

第30条 資産は、固定資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、次に掲げるものとする。

一 有形固定資産（構築物、器械備品、車両及び放射性同位元素で取得価額が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建物、建設仮勘定その他これらに準ずるものをいう。）

二 無形固定資産（特許権、ソフトウェアその他減価償却を行うもので取得価額が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、借地権、電話加入権その他減価償却を行わないものでこれらに準ずるものをいう。）

三 投資その他の資産（長期性預金、投資有価証券その他これらに準ずるものをいう。）

3 流動資産は、現金、預金、有価証券、たな卸資産、医業未収金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の価額)

第31条 固定資産の取得価額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める価額とする。

ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限り、その対価をもって取得価額とする。

一 新規に取得するもの 購入代価、製作費又は建設費に当該資産を事業の用に供する

ために通常必要となる費用を加算した価額

二 交換により取得するもの 譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額

三 寄附、譲渡等により取得するもの それぞれの資産を適正に評価した価額

四 山梨県から現物出資を受けるもの 地独法第6条第4項の規定により山梨県が評価した価額

(固定資産の減価償却及び減損処理)

第32条 有形固定資産はその耐用年数にわたり、無形固定資産はその資産の有効期間にわたり、定額法により減価償却を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、固定資産の減価償却及び減損処理については、別に定める。

(固定資産の取得、管理及び処分)

第33条 前二条に定めるもののほか、固定資産の取得、処分及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

(物品出納員)

第34条 経理責任者は、次条に規定するたな卸資産の出納及び保管を行わせるため、物品出納員を置くものとする。

2 物品出納員は、事務の一部を処理させるため、補助者を置くことができる。

3 物品出納員に関し必要な事項は、別に定める。

(たな卸資産の範囲)

第35条 たな卸資産は、医薬品、診療材料及び貯蔵品とする。

(たな卸資産の評価方法)

第36条 たな卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によるものとする。

(たな卸資産の取得、管理及び処分)

第37条 前二条に定めるもののほか、たな卸資産の取得、処分及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 負債及び純資産

(負債の区分)

第38条 負債は、固定負債及び流動負債に区分する。

2 固定負債は、資産見返負債、長期借入金、退職給付引当金その他これらに準ずるものとする。

- 3 流動負債は、運営費負担金債務、短期借入金、未払金、預り金その他これらに準ずるものとする。

(純資産の区分)

第39条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金又は繰越欠損金に区分する。

- 2 資本金は、地独法第6条に規定する地方公共団体出資金並びに地独法第67条及び第87条に規定する設立団体出資金とする。
- 3 資本剰余金は、資本金及び利益剰余金以外の資本であって、贈与資本及び評価替資本を含むものとする。
- 4 利益剰余金又は繰越欠損金は、地独法第40条第1項の積立金、同条第3項に規定する中期計画で定める使途に充てるために使途ごとに適当な名称を付した積立金、当期末処分利益又は当期末処理損失及び同条第4項に規定する繰越積立金とする。

第8章 契約

(契約の方法)

- 第40条** 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる。
- 2 一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付する場合には、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、別に定める方法による場合はこの限りでない。
- 3 前項の規定において、法人の支出の原因となる契約のうち、申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 競争入札に参加しようとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約の手続その他契約の締結に関し必要な事項は、別に定める。

(契約の期間)

第41条 契約の期間は、1年以内の期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年にまたがった契約期間とすることが適当なものについては、複数年の契約とすることができる。

(入札保証金)

第42条 競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に別に定める入札保証金を納めさせるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、別に定める担保の提供をもって代えることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、入札保証金は、別に定めるところにより免除することができる。

4 競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、法人に帰属するものとする。

（契約保証金）

第43条 理事長は、法人と契約を締結する者に別に定める契約保証金を納めさせるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。

3 契約の相手方に契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（違約金等）

第44条 落札者が契約を締結しない場合において、入札保証金の納付がないときは、第42条第1項に規定する入札保証金に相当する額を違約金として徴収しなければならない。

2 契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合において、契約保証金の納付がないときは、前条第1項に規定する契約保証金に相当する額を前条第3項の例により違約金として徴収しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

3 天災その他避けることのできない理由により契約期間内に契約を履行することができないと認めたときで、相手方の申請により履行期限を延期した場合を除き、遅延日数に応じ契約金額（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、契約金額のうち未履行部分に相当する額）につき年5%の割合で計算した金額を延滞違約金として徴収しなければならない。ただし、延滞違約金の全額が100円未満であるときは、これを徴収しない。

4 前項の延滞違約金を指定の期日までに納付しないときは、支払金額又は契約保証金のうちから控除し、なお、不足するときは追徴しなければならない。

(契約書の作成)

- 第45条** 契約を締結しようとするときは、別に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定めるところにより契約書の作成を省略できるものについては、この限りでない。
- 2 契約書を作成する場合においては、理事長、本部事務局長又は各病院長（以下「契約責任者」という。）が契約の相手方とともに契約書に記名押印をしなければ、当該契約は確定しないものとする。

(入札事務等の委託)

- 第46条** 契約責任者は、工事又は製造その他についての請負契約を締結するにあたり、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に委託して入札事務、又は設計若しくは積算を行わせることができる。

(監督及び検査)

- 第47条** 工事、製造その他についての請負契約又は資産の買入れその他の契約を締結した場合においては、契約責任者又はその指定する職員は別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は資産の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督若しくは検査を行うものとする。
- 2 契約責任者は、前項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。
- 3 契約責任者は、特に必要があると認める場合においては、法人の職員以外の者に第1項の監督及び検査を委託して行わせることができる。

第9章 決算

(月次決算)

- 第48条** 経理責任者は、月次の財務状況を明らかにするため、残高試算表その他関係書類を作成し、毎月、理事長に提出しなければならない。

(年度決算)

- 第49条** 経理責任者は、毎事業年度終了後、速やかに決算のための必要な整理を行った上で、残高試算表その他関係書類を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 2 経理責任者は、前項のほか、各経理単位の決算報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(財務諸表等の作成)

第50条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行った後、次に掲げる書類（以下「財務諸表」という。）を作成するものとする。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 キャッシュ・フロー計算書
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 五 行政サービス実施コスト計算書
- 六 附属明細書

2 理事長は、決算にあわせて法人の決算報告書を作成するものとする。

3 理事長は、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を理事会の議を経て決定するものとする。

4 理事長は、前項の規定により決定した財務諸表等について、監事の監査及び会計監査人の監査を受けなければならない。

5 理事長は、財務諸表等に監事及び会計監査人の意見を付し、毎年6月30日までに山梨県知事に提出しなければならない。

(セグメント情報の開示)

第51条 地方独立行政法人会計基準第40に定めるセグメント情報の開示については、第5条に規定する経理単位の区分により行うものとする。

第10章 内部監査

(内部監査)

第52条 理事長は、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに、会計処理の適正を期すため、その指名した役職員に内部監査を行わせるものとする。

2 内部監査の実施に必要な事項は、別に定める。

第11章 役職員の賠償責任

(会計上の義務と責任)

第53条 法人の役職員は、財務及び会計に関し適用される法令並びにこの規程に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

2 法人の役職員は、故意又は重大な過失（現金の亡失等にあつては故意又は過失）により前項の規定に違反して法人に損害を与えたときは、賠償の責に任じなければならない。

(現金等の亡失又は損傷の報告)

第54条 法人の役職員は、前条第1項の規定に違反し、法人の資産を亡失し、又は損傷したときは、現金等亡失（損傷）報告書により理事長に報告しなければならない。

（賠償責任の決定）

第55条 理事長は、第53条第2項に規定する事実を知ったときは、その者につき、賠償の責任の有無を決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により賠償責任があると認めたときは、その者に対して、賠償を命ずるものとする。

第12章 雑則

（保存期間）

第56条 第9条の会計伝票及び証拠書類その他経理に関する書類（以下「会計伝票等」という。）並びに第10条の会計帳簿の保存期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 財務諸表、決算報告書及び総勘定元帳 10年

二 会計伝票、補助帳簿その他の経理に関する書類 7年

2 前項の会計伝票等及び会計帳簿の作成及び保存については、電子媒体によることができる。

3 前二項の保存期間の起算日は、毎事業年度終了日の翌日から3ヵ月後とする。

（雑則）

第57条 この規程に定めるもののほか、財務及び会計に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。